

カメラ映像機器工業会
理事会の運営に関する規則

一般社団法人
カメラ映像機器工業会

(本規則の目的)

第1条 本規則は、本会理事会における審議及び決議の方法等について定めるものである。

(理事会の構成)

第2条 すべての理事をもって理事会を構成する。各理事は、理事会に出席する責務を負う。

(理事会の任務)

第3条 理事会は、本会の重要な業務執行を意思決定し、代表理事その他の理事の職務執行を監督し、代表理事の選定及び解職を行う。

- ② 理事会は、3ヶ月に1回以上、代表理事会長又は代表理事副会長から業務執行の状況につき報告を受ける。

(決議事項)

第4条 理事会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 支部の設置及び廃止（定款第3条）
- (2) 正会員及び賛助会員の入会の許可並びに特別会員の招聘及び除名（定款第14条、第17条）
- (3) 委員会活動費、プロジェクト活動費、理事会員特別負担金の額又は算定基準及び支払方法の決定（定款第16条）
- (4) 総会の開催日時、場所及び総会に付議すべき事項（会員除名、理事の選任、監事の報酬、計算書類、定款変更を含む。）の決定
- (5) 事業計画及び予算の承認（定款第47条）
- (6) 代表理事会長及び代表理事副会長の選定及び解職（定款第31条）
- (7) 理事、正会員又は賛助会員と本会との利益相反取引の承認（定款第19条）
- (8) 標準規格の採択及び当該規格に関する知的財産権の使用許諾条件（許諾の相手方、有償無償の別、有償の場合の料率を含む。）（定款第31条）
- (9) 委員会及びその作業部会の設置及び改廃並びに委員長及び副委員長の任免（定款第37条、第38条）
- (10) プロジェクト審議会及びプロジェクトの設置及び改廃並びにプロジェクト審議会メンバー及びプロジェクトメンバーの任免（定款第39条、第40条）
- (11) 当座預金口座の開設及び廃止並びに手形行為（定款第31条）

- (12) 1件100万円以上の借入れ（ファイナンスリースを含む。）及び債務保証（定款第31条）
 - (13) 寄付（定款第31条）
 - (14) 事務局長の任免及び給与、その他の事務局役職者の任免及び出向者受け入れ、懲戒処分及び解雇、その他の事務局人事に関する重要事項（定款第53条）
- ② 前項の規定にかかわらず、理事会は、必要に応じてその他の事項を審議、決議することができる。

（審議及び決議）

第5条

議長は、理事の過半数が出席しないときは、審議を開始してはならない。

- ② 議長は、理事会における審議が十分に行われたと判断するときは、挙手その他の適当な方法により、決を採ることができる。
- ③ 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。
- ④ 議案の決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該決議に参加することができない。
- ⑤ 前項により決議に参加できない理事は、当該決議における理事の数に算入しない。

（理事以外の出席）

第6条

理事は、理事会の審議事項につき知識を有する者から説明その他の補佐を受けるため、かかる者を理事会に陪席させることができる。ただし、陪席者は当該理事に係る理事会員の取締役、業務執行を担当するオフィサー又は支配人その他の使用人でなければならない。

- ② 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- ③ 理事会がその決議により必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（議事録）

第7条

事務局長又は議長の指名するその他の事務局職員は、議長の指揮命令の下、理事会において議長に同席し、審議の経過の要領及び結果並びに出席した理事及び監事の氏名を議事録に記録しなければならない。

- ② 代表理事は、理事会のあった日から30日以内に、前項の議事録の写しをすべての理事及び監事に交付しなければならない。

(規則の改正)

第8条 本規則の改正は理事会の決議による。

(附則)

第9条 本規則は、本会設立の日をもって発効する。

平成14年7月1日発効

平成15年5月27日改正

平成21年1月27日改正

平成23年5月24日改正